

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500174 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500029 号

第1 結論

平成元年＊月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年＊月から平成3年3月まで

私は、父親から「年金制度の変更で 20 歳からは学生でも納付が必要。」、「就職する迄は、自分が納付するから安心しろ。」等聞いており、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生であった請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）に係る被保険者資格取得日は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月1日であり、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、A年金事務所から提出された平成3年度の学生加入届出進達状況に係る資料に記載されたB市役所の進達日（平成3年9月27日）から、請求者の国民年金の加入手続時期は平成3年9月頃であることが推認できるところ、請求期間当時、昼間部の大学生については国民年金への加入は任意であり、加入手続を行った日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得することとされていたことから、上記加入手続が行われた時点では、請求期間に遡って国民年

金に加入することができない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号のほかに、請求期間当時、国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求期間当時に請求者が居住していたB市は、請求者の国民年金に係る資料を保管しておらず、同市が管理する電算システムには、請求者の国民年金に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。